

別添 2：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（拡充型）

中小企業で事業年度が 4 月 1 日～3 月 3 1 日である法人の事例

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

- (1) 特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備内容

① 整備目的

〇〇事業の商品 A は弊社の主力製品であり、近年、国内でのニーズが大きく高まっている。特に、九州地方におけるニーズの高まりを受けて、当該製品の主要工場が立地している熊本県に拡充することとした。

具体的には、大阪本社にある〇〇製造事業の調査企画部門を、熊本工場の近隣に取得した事務所に移転し、熊本支社として整備する。これにより、製造部門との連携を図りながらより効果的な販売戦略の策定等につなげる等、九州地域における販路開拓や売上増を目指す。

併せて、円滑な社員の移住や現地での人材獲得の観点から、小学校横の旧保育園舎を改装したレンタルスペースを自治体の補助金を活用して賃借し、学童保育施設を整備する。

② 整備内容

ア) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務福利厚生施設	特定業務児童福祉施設
○				○

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等にあつては、該当する地域再生法施行規則第 8 条第 2 項各号又は第 3 項各号の施設も併せて記載すること。

イ) 整備場所

- ・事務所：熊本市\*\*町〇〇
- ・放課後児童健全育成事業（規則第 8 条第 3 項第 1 号）：熊本市〇〇町\*\*

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・土地

区分	購入	賃貸	用途変更
特定業務施設	○		
特定業務福利厚生施設			
特定業務児童福祉施設		○	

※所有地にこれらの施設を整備する場合には、用途変更欄に「○」を記載すること。

・建物

区分	新築	増築	購入 (新築)	購入 (中古)	賃貸	用途変更
特定業務施設				○		

別添2：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（拡充型）

中小企業で事業年度が4月1日～3月31日である法人の事例

特定業務 福利厚生施設						
特定業務 児童福祉施設					○	

エ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	300 m <sup>2</sup>	150 m <sup>2</sup>	事務所及び営業所用
建物	延べ床面積	1,000 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>	地上2階建ての中古物件を購入。1階は営業所、2階を事務所（特定業務施設）として使用
土地	敷地面積	130 m <sup>2</sup>	46.2 m <sup>2</sup>	放課後児童クラブ用。
建物	延べ床面積	260 m <sup>2</sup>	46.2 m <sup>2</sup>	地上2階建ての旧保育舎を改装したレンタルスペース1室を賃貸
建物附属設備	種類	空調設備		改修工事により設置
	数量等	2台	1台	
構築物	種類			
	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。）以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載すること。

※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積の比により按分したものをそれぞれ記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ) 特定業務福利厚生施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員数

用途	利用定員数	利用見込み 従業員数	備考
-	-人	-人	

別添2：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（拡充型）

中小企業で事業年度が4月1日～3月31日である法人の事例

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第8条第2項各号の施設ごとに記載すること。

カ) 特定業務児童福祉施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

用途	利用定員数	利用見込み 従業員の児童数	備考
学童保育施設	20人	20人	

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第8条第3項各号の施設ごとに記載すること。

キ) 事業期間 整備計画認定日 ～令和11年3月31日

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して5年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③ 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア) 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 8年 6月	
着工	令和 8年 6月	建物の売買契約締結 契約締結と同月に改修工事を開始
完成	令和 8年 9月	改修工事完了
事業供用開始	令和 8年 10月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ) 特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 年 月	
着工	令和 8年 9月	学童保育施設：賃貸借契約締結時期
完成	令和 8年 10月	学童保育施設：入居時期
事業供用開始	令和 8年 10月	

※特定業務福利厚生施設等を整備する場合に記載すること。

※特定業務福利厚生施設等を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

(2) 特定業務施設で行う業務

① 拡充等を行う業務

拡充等を行う業務部門	事業所	備考
調査・企画部門	大阪本社（大阪府）	〇〇事業に係る調査及び企画を行う調査企画課。

別添2：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（拡充型）  
 中小企業で事業年度が4月1日～3月31日である法人の事例


※「拡充等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の別を記載すること。

※「事業所」の欄は、拡充等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。

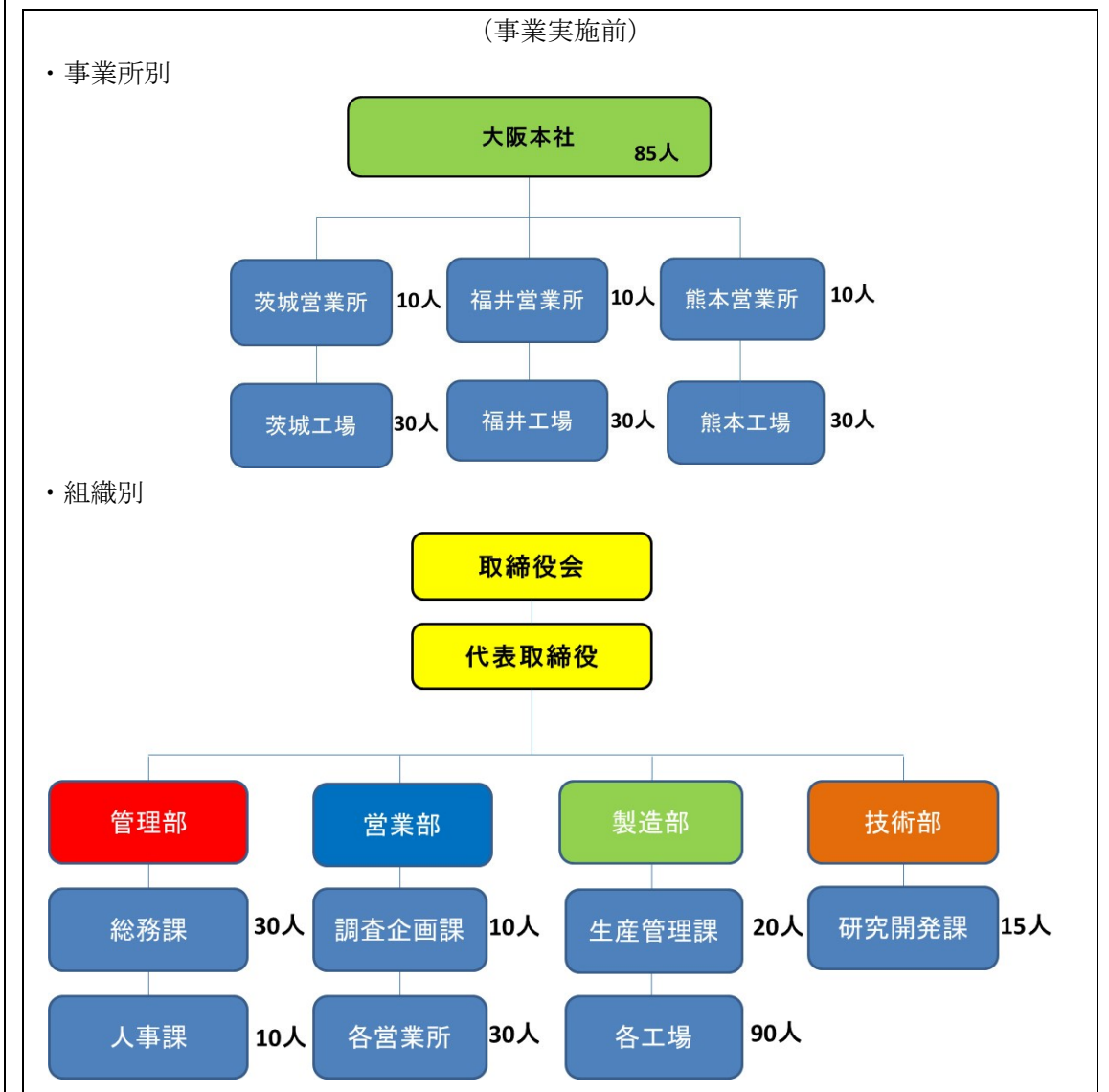
※商業事業部門は専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。

※サービス事業部門は調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。

② 特定業務施設で行う業務

〇〇製造事業の中心的市場の一つである九州地域において、製品Aに関する顧客ニーズの調査等を行い、販売戦略の企画立案を行う。加えて本施設では、新たな工場立地も含めた、九州地域における現地調査業務や経営戦略の企画立案も併せて行う予定である。

③ 組織体制（事業実施前・事業実施後）





別添2：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（拡充型）

中小企業で事業年度が4月1日～3月31日である法人の事例

新規採用者数	5人	4人	-人	-人	-人	1人	10人
集中地域にある他の事業所からの転勤者数	5人	-人	-人	-人	-人	0人	5人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「1期目」の欄は認定の日から1期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

※転勤者数は、集中地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

(3) 新規採用者及び集中地域にある他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
一般事務従事者	15人	調査企画課
	人	
	人	
	人	
合計	15人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数  
注）地域再生法施行規則第8条第1項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	85人	80人	80人	-人	-人	-人	80人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	0人	10人	14人	-人	-人	-人	15人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

(1) 特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	30百万円	
建物	85百万円	地上2階建ての中古物件を購入及び内装改修
建物附属設備	2百万円	空調設備
構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	0百万円	
合計	117百万円	

別添2：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（拡充型）

中小企業で事業年度が4月1日～3月31日である法人の事例

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄に主な内訳等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

(2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	30 百万円	
借入金	80 百万円	〇〇信用金庫
社債等	0 百万円	
出資	0 百万円	
その他	7 百万円	補助金：県5百万円、市2百万円
合計	117 百万円	

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は3（1）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 特例措置の活用の希望

特例措置内容	活用の希望の有無	
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
上乗せ措置の適用（注1）	<input type="checkbox"/> 希望する	<input checked="" type="checkbox"/> 希望しない
中古資産に対する適用（注2）	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない

注1）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の5第1項第1号又は第42条の12第1項第1号に規定する要件を満たす場合の特別償却又は税額控除の選択適用を受けるものをいう。

注2）租税特別措置法第10条の5第1項第2号若しくは第3項第2号又は第42条の12第1項第2号若しくは第2項第2号の規定により特別償却又は税額控除の選択適用を受けるものをいう。

※設備投資に対する課税の特例措置を活用する場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

1234-567890-1

5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく男女の賃金の額の差異の公表について

男女の賃金の額の差異	<input checked="" type="checkbox"/> 公表している	<input type="checkbox"/> 公表していない
------------	--	----------------------------------

(1) （公表している場合）公表先

厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」

その他（

）

別添2：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請例（拡充型）

中小企業で事業年度が4月1日～3月31日である法人の事例

(2) (公表していない場合) その理由

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第20条第1項又は第2項による公表の義務付けの対象外であるため
- その他（）